

収支報告書等の閲覧等に関する規程をここに公布する。

平成20年12月19日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

### 香川県選挙管理委員会規則第3号

#### 収支報告書等の閲覧等に関する規程

##### (趣旨)

第1条 この規則は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定による収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項に規定する報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）に規定する書面及び同法第19条の14に規定する政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第4項の規定による選挙運動費用収支報告書（同法第189条第1項に規定する報告書をいう。以下同じ。）の閲覧並びに政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定による支部報告書等（同法第18条第3項（同法第29条第3項において準用する場合を含む。）に規定する支部報告書及び支部総括文書（同法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに同法第19条第5項及び第29条第4項において準用する同法第19条第1項に規定する監査意見書をいう。以下同じ。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (請求の方法)

第2条 収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、収支報告書閲覧等請求書（様式第1号）を香川県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 選挙運動費用収支報告書又は支部報告書等の閲覧を請求しようとするものは、閲覧請求書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、収支報告書閲覧等請求書又は閲覧請求書に形式上の不備があると認めるときは、閲覧又は写しの交付を請求したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該請求したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 収支報告書閲覧等請求書は、ファクシミリ装置又は電子メールを利用して送信することにより提出することができる。

##### (閲覧の実施)

第3条 委員会は、前条第1項又は第2項の規定による閲覧の請求があったときは、速やかに、当該請求に係る収支報告書等、選挙運動費用収支報告書又は支部報告書等を閲覧させなければならない。

- 2 前項の規定による閲覧は、委員会が指定する場所において執務時間内に行わなければならない。
- 3 収支報告書等、選挙運動費用収支報告書又は支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 委員会は、前2項の規定に違反するものに対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付の実施)

第4条 委員会は、第2条第1項の規定による写しの交付の請求があったときは、速やかに、当該請求に係る収支報告書等の写しの交付をしなければならない。

- 2 前項の写しの交付は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 収支報告書等を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付
- (2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(手数料)

第5条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部598の項に規定する実費を基準として選挙管理委員会が定める額は、別表の左欄に掲げる方法に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

方 法	金 額
フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき100円にスキャナにより読み取った収支報告書等1枚につき10円を加えた額
光ディスクに複写したものの交付	光ディスク1枚につき300円にスキャナにより読み取った収支報告書等1枚につき10円を加えた額

様式第1号（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

収支報告書閲覧等請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住所

(〒 )

氏名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

-

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第1項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧又は写しの交付の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 1 交付の方法 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付 2 写しの種類 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ（フロッピーディスク）に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク（CD-R）に複写したもの ※フロッピーディスク又はCD-Rに複写される電磁的記録は、PDF形式となります。
閲覧又は写しの交付の請求に係る政治団体の名称及び収支等の年	

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年　月　日	午　時　分から午　時　分まで
交付年月日	年　月　日	
手数料等	手数料　円	送料　円
備考		

備考

- については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 太線枠内は、記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

(日本工業規格A列4番)

閲覧請求書

年 月 日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住所

(〒 )

氏名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

收支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

記

報告書の種類

選挙運動費用収支報告書

選挙の種類及び執行年並びに候補者の氏名

支部報告書等

政党の支部の名称及び収支等の年

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年 月 日	午 時 分から午 時 分まで
------	-------	----------------

備考

- 1 については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 2 太線枠内は、記入しないでください。